

転出 に関連するおもな手続き 様

今立総合支所 マークのあるものは、総合支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先で ・通知カードの住所変更 ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用及び住所変更が必要です	(お持ちの方) ・通知カード ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出前でもお受け取りは可能です。転出された後は、新しいご住所で再度交付申請が必要になります	※転出元、転出先それぞれの市区町村にご相談ください		③住所・戸籍(1階) 0778-22-3001 今立総合支所 あるいは、転出先の市区町村	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で登録廃止になります(手続不要)	・印鑑登録証		③住所・戸籍(1階) 0778-22-3001 今立総合支所	
※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です。						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の資格喪失 ・保険証の返却	・国民健康保険証			
	→ 修学のために転出する方	転出先で引き続き越前市の保険証を使う手続き	・在学証明書			
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方		・在園証明書			
	→ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				★
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	・後期高齢者医療保険証		⑥保険・年金(1階) 0778-22-3002	
→ 県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合) ※転出先へ提出してください			今立総合支所		
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等				
国民年金の方で海外へ出国する方	国民年金の任意加入(希望の方のみ)					★
子ども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き(区域外の通学を希望される場合は教育振興課へご相談ください。)	※学校にご相談ください		学校で手続きをしてください	★
	小学生・中学生のお子さんがいて、就学援助を受給している方	就学援助費受給資格喪失届	※学校にご相談ください		学校で手続きをしてください	★
	乳幼児健診・予防接種の未受診分がある方	本市での手続きは不要です 転出先でお問い合わせください	※転出先の市区町村にご相談ください		転出先の市区町村	
	妊娠中の方	妊婦健診等本市での手続きは不要です 転出先でお問い合わせください	※転出先の市区町村にご相談ください		転出先の市区町村	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			⑦子ども・子育て(1階) 0778-22-3006	★
	幼稚園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き	※幼稚園にご相談ください		幼稚園で手続きをしてください	★
	子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳～中学生)	・子ども医療費受給者証返却	※手続きは必要ありません 転出後は越前市の受給者証は使えませんので、転入先で手続きしてください。			
	児童手当を受給している方	消滅届 児童手当別居監護申立・住所変更届(子のみ転出の場合)			⑦子ども・子育て(1階) 0778-22-3006	
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届	※⑦番窓口でご相談ください ・ひとり親家庭等医療費受給者証		今立総合支所	★	
高齢	介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	保険証の返却	・介護保険証			
	→ 要介護認定等を受けていた方	転出先で認定手続きが必要です(14日以内)			⑧高齢者・介護保険(1階) 0778-22-3715	
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方	後日、新しい住所に新たな介護保険証を送付します			今立総合支所	
障がい	重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	・重度心身障害者医療費受給者証(交付されている方)		⑨障がい福祉(1階) 0778-22-3004 今立総合支所	
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	※お電話またはインターネットで手続きできます		水道課料金グループ(4階)0778-22-7929	
	原付バイク・小型特殊・農耕車を所有している方	廃車の申告(軽自動車税)	※⑩税務課でご相談ください		⑩税務課(1階) 0778-22-3014 今立総合支所	★
	軽自動車(二輪を除く)を所有している方	※軽自動車検査協会福井事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-1774	★
	125ccを超える二輪車を所有している方	※福井運輸支局でご相談ください			福井運輸支局 050-5540-2057	★
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			⑩税務課(1階) 0778-22-3014	★
	未納となっている税金等のご相談	納税相談			⑩収納課(1階) 0778-22-3015	★
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去等の手続き	※建築住宅課でご相談ください		建築住宅課(4階) 0778-22-3074	★
	市営墓地・霊園の利用者の方	住所変更手続き	※⑤窓口サービス課でご相談ください		⑤窓口サービス課(1階)0778-22-3001	★

Q.こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急に新しい住所の市区町村役場に転入届を出してください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村に転入届を出してください。※ただし、国外への転出となった場合は越前市に届出をしてください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。※お手持ちの転出証明書をご持参ください。
転出証明書を失くしてしまった。	→ 越前市で転出証明書の再発行が必要です。手続きにお越しください。越前市外からの転入の場合は、前住所地で転出証明書の再発行をしてください。
国外から転入することになった。	→ パスポートもしくは入国日がわかるものをお持ちください。本籍地が市外の方は、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票が必要です。



越前市役所

〒915-8530
越前市府中一丁目13番7号

☎ 0778-22-3000(代表)

受付時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

今立総合支所 のマークがあるものは…

今立総合支所(あいぱーく今立)でも各種手続きが可能です。ただし、受付できる手続きは内側の表でご確認ください。

越前市ホームページ <http://www.city.echizen.lg.jp>

お客様手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

このチェックシートを忘れずにお持ちください。

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です(転出するまでに届出ができなかった場合は、転出後14日以内に届出してください)

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は
印鑑登録証またはたんなんカード、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証等
- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

新しいところに住み始めた翌日から数えて、14日以内に転出先の市区町村で転入届が必要です

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・年金証書

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 代理人の方でも手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。